

至誠館大学特別奨学生（指定強化クラブ学生）授業料免除規程

（目的）

第1条 この規程は、至誠館大学授業料等免除規程第3条の規定により、指定強化クラブ実績優秀者で学業を継続するために経済的負担の軽減を必要とする者に対して、授業料の減免について適用方法を定める。

（指定強化クラブ）

第2条 この規程が適用される指定強化クラブは、ゴルフ部、女子バレーボール部、硬式野球部、陸上競技部、カヌー部、柔道部とする。

（減免対象者）

第3条 減免対象者は、高等学校（中等教育学校）において、第2条に規定するクラブの種目に熱心に取り組んだ者とする。

2. 減免額および対象人数は次のとおりとする、

(1) 監督推薦A 第2条で規定する指定強化クラブの種目において、特に優秀な競技成績を有し、監督等所属する部活動の指導者が推薦する者で、本学において、勉学とクラブ活動に取り組む強い意志を有する者（経済的な事情で修学が困難な者も含む）

・適用人数は、第2条で規定する指定強化クラブ全体で15人程度。

(2) 監督推薦B 第2条で規定する指定強化クラブの種目において、部活動に熱心に取り組み、監督等所属する部活動の指導者が推薦する者で、本学において、勉学とクラブ活動に取り組む強い意志を有し、経済的な事情で修学が困難な者
適用人数は、第2条で規定する指定強化クラブ全体で45人程度。 経済的な事情で修学が困難な者の条件等は別に定める。

（減免する授業料）

第4条 減免する授業料は以下のとおりとする。ただし、令和3年度以降の入学生については高等教育の修学支援新制度との併用はできないものとする。

(1) 監督推薦A 競技実績と経済状況を勘案して免除率を決定することができる。

(2) 監督推薦B 授業料の原則4割を免除することができる。

（その他の補助）

第5条 本規程により特別奨学生に採用された者には、大学が指定した公式試合に出場する際に補助を行う。

2 補助の額は別に定める。

（減免期間）

第6条 授業料の免除期間は、1年間とする。ただし審査を経て更新することができる。

(出願書類)

第7条 特別奨学生による授業料の減免を希望する者は、授業料減免申請に関する所定の書類を、大学事務局に提出する。

2 提出書類については、別に定める。

(減免対象者の選考)

第8条 授業料の減免を受ける者の選考は、学生委員会の議を経て、理事長が決定する。

(減免の告知)

第9条 第8条で減免が決定した者に対しては、書面をもって告知しなければならない。

2 前項の告知内容は減免額、納入しなければならない額、第10条の免除取消し内容とする。

(減免取り消し)

第10条 授業料の減免を受けた者が、当該減免期間中に、次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の議を経て、理事長が減免の取り消し及びその期間を決定する。

(1) 学則による懲戒処分(訓告を除く。)を受けた場合

(2) 学生として素行好ましくないと認められた場合

(3) 第7条に規定する出願書類に虚偽の記載を行った場合

(4) 指定強化クラブを退部した場合

2 前項の規定により、減免の取り消しをした場合は、当該授業料の減免を許可した額の全部又は一部を納付させることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条1項(2)の減免率については、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

制 定	平成29年	5月25日
改 正	平成30年	4月 1日(第1回改正)
	平成31年	4月 1日(第2回改正)
	令和 2年	4月 1日(第3回改正)
	令和 3年	4月 1日(第4回改正)
	令和 4年	4月 1日(第5回改正)
	令和 5年	4月 1日(第6回改正)